
郡山市放課後児童クラブ 指定管理者募集に係る 申請予定者説明会資料

令和5年4月4日（火）

郡山市こども部こども政策課

申請予定者説明会及び現地説明会の流れ

1 申請予定者説明会



2 現地説明会

- ①大島小児童クラブ第1教室（学校敷地内プレハブ）
- ②大島小児童クラブ第2教室（学校敷地外借用施設）
- ③開成小児童クラブ第1・2教室（余裕教室）

※駐車場所・集合場所・集合時間は、申請予定者説明会終了後に、この場で説明します。

申請予定者説明会及び現地説明会の注意事項

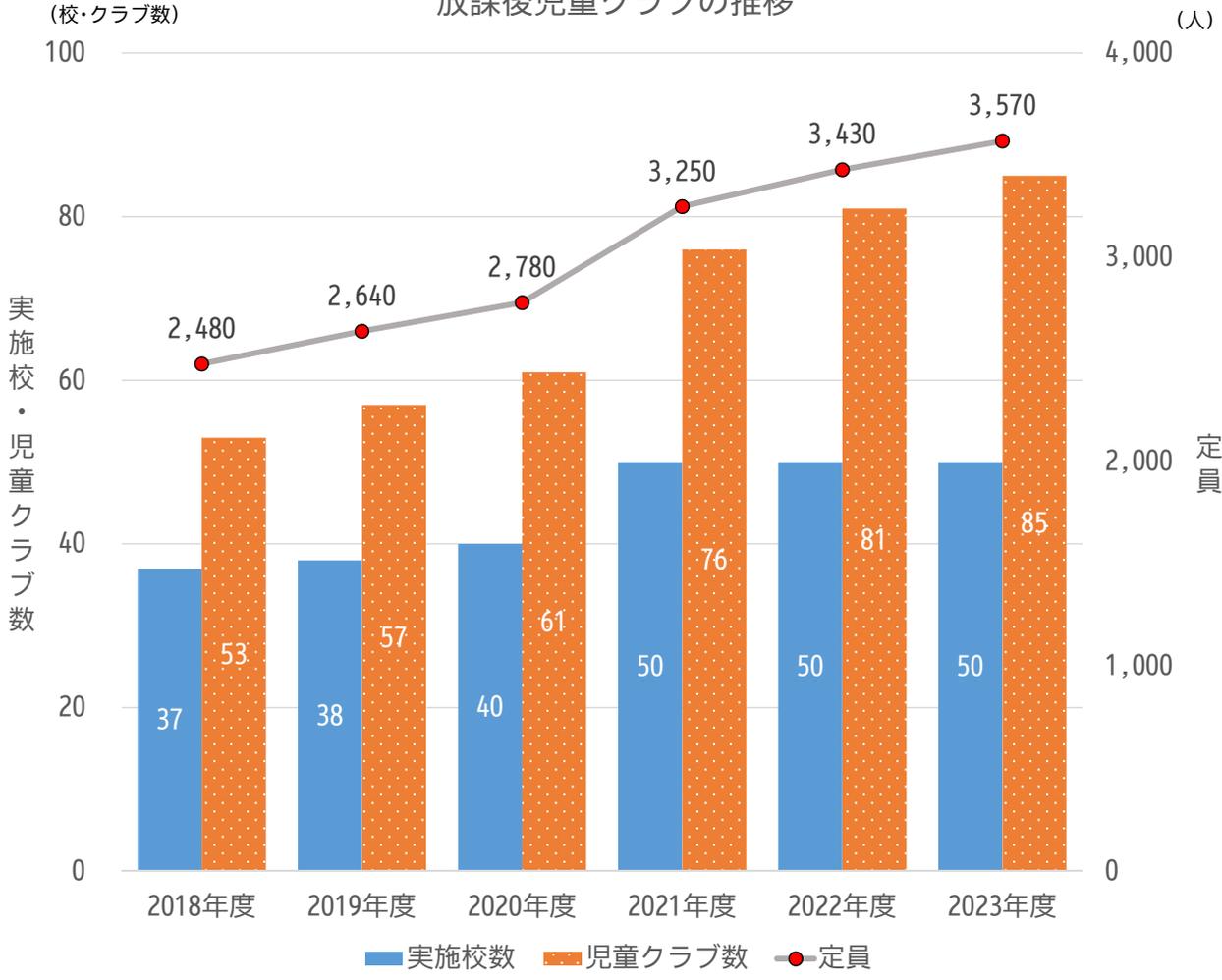
- 1 申請予定者説明会で、質問は受け付けません。
質問は、4月11日午後5時15分までに、メールで【別添1 質問票】をこども政策課に提出してください。
- 2 申請予定者説明会の資料
参加事業者に送付のほか、指定管理者公募の市ウェブサイトでも公開します。
- 3 現地説明会の参加者
1事業者につき、参加者2名まで、車1台までとさせていただきます。

1 郡山市の放課後児童クラブの概要

放課後児童クラブとは

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業（児童福祉法第6条の3第2項）

放課後児童クラブの推移



<郡山市>

「郡山市ニコニコ子ども・子育てプランにおいて「放課後に子どもたちが安心して過ごせる居場所の提供」に取り組んできた。

◆施設整備の推移

利用ニーズに対応するために、開設校及び施設数を拡充してきた。

2020年度→2021年度【開設校 50校に拡充】

- ・地域子ども教室(10校、10教室)を放課後児童クラブへ移行

2022年度→2023年度

- ・4クラブ・定員140人増

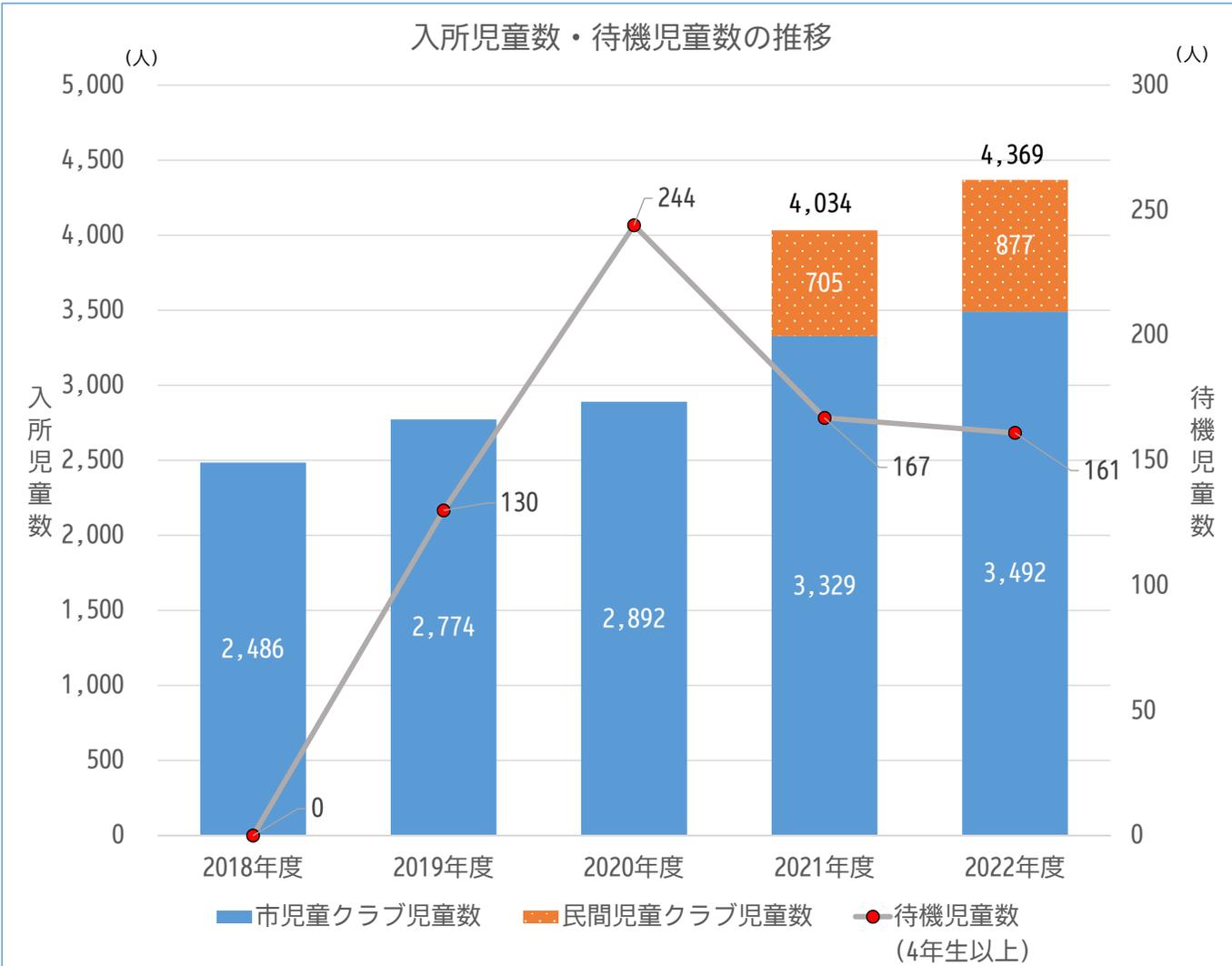
◆開設校の充足状況

- ・市内全小学校51校のうち、50校に開設(98%)
- ・未開設校は、海老根小学校(中田町)のみ

1 郡山市の放課後児童クラブの概要

入所児童数推移

児童数の減少傾向はあるものの、女性の就業率の上昇等により、児童クラブの利用ニーズは高い状況で推移している。



- ◆入所児童
低学年(1～3年生)の児童は、原則、入所要件を満たした全ての児童を受け入れ
高学年(4年生以上)の児童は、低学年の入所状況により受け入れ
- ◆待機児童
小学校4年生以上
(3年生以下の入所待機児童なし)
- ◆民間放課後児童クラブとの連携
2021年度から民間放課後児童クラブと連携し、待機児童の解消に取り組んでいる(運営費の補助)
※民間児童クラブ 2021年度：20クラブ
⇒ 2022年度：26クラブ

2 郡山市が運営する放課後児童クラブの現状

事業内容	<p>(1) 児童の健康管理、安全の確保及び情緒の安定を図ること。</p> <p>(2) 児童の基本的な生活習慣の確立及び自立に向けた援助を行うこと。</p> <p>(3) 遊びを通して、児童の自主性、社会性及び創造性を培うこと。</p> <p>(4) 児童が宿題、自習等の学習活動を自主的に行うことができる環境を整え、その必要な援助を行うこと。</p> <p>(5) 児童の活動状況について家庭との日常的な連絡及び情報交換を行うこと。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために必要な事業</p>
施設数	令和5年4月1日現在 50校に85施設を設置
開所日	<p>次の休所日を除く日</p> <p>ア 日曜日</p> <p>イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日</p> <p>ウ 8月13日から同月16日までの日</p> <p>エ 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日</p>
開所時間	<ul style="list-style-type: none"> ・月曜日から金曜日まで 授業の終了の時刻から午後6時30分まで ・土曜日及び休業日 午前7時30分から午後6時30分まで
業務執行体制	<p>こども政策課：正職員（統括・人事労務・入退所・修繕・徴収等の運営に係る事務） 会計年度任用職員（巡回指導員、事務補助）</p> <p>放課後児童クラブ：会計年度任用職員（放課後児童支援員、補助員）※非常勤のみ</p>

3 放課後児童クラブへの民間活力（指定管理者制度）の導入

目的

放課後児童クラブについて民間事業者等が有するノウハウやアイデアを活用することにより、住民のサービスの質の向上を図ることで、設置目的を効果的に達成するため

今まで

量的拡充

施設整備による開設校・施設数の拡充

今 後

量的拡充
+
質的拡充

多様化するニーズへ対応し、利用者満足度を高めていくことに併せて、児童の健全育成の充実に向けた質的拡充へ移行していく必要性

- ・ 開所時間の延長による利便性の向上
- ・ 活動内容（支援内容）の更なる充実
- ・ 地域との連携を推進 など

また、事業規模の拡大に対し、ICT等を活用した業務の効率化や、放課後児童支援員の計画的な人材育成を図り、持続可能な事業運営に取り組んでいく必要性

3 放課後児童クラブへの民間活力（指定管理者制度）の導入

概要	
対象規模	全施設一括
指定管理期間	2024(令和6)年4月1日から2027(令和9)年3月31日までの3年間
入所児童の使用料	利用料金制として、指定管理者の収入とする。
現行との主な変更点	①延長利用の開始、②各クラブに常勤職員の施設長を配置、 ③キャリアアップ処遇改善の導入
対象業務	【指定管理料積算の対象となる業務】 管理運営体制（p38～43） 施設の維持管理・運営に関する業務（p44～47、別冊） 放課後児童健全育成事業に関する業務※提案事業含む（p48～60） 緊急時に対応する業務、PDCAサイクル関連業務（p63～67）
	【一切の支出を指定管理者が負担する業務】 自主事業（p61～62）

注：本項目以降の「p●」は、「郡山市放課後児童クラブの指定管理者募集要項・業務仕様書」のページ番号を指す。

募集要項について

利用料金制度

- ・利用料金の額は、指定管理者が条例で定める使用料の額の範囲内で、市の承認を得て決定する。
- ・利用料金は、条例及び規則に定めるところにより、免除、返還の取扱いを行う。

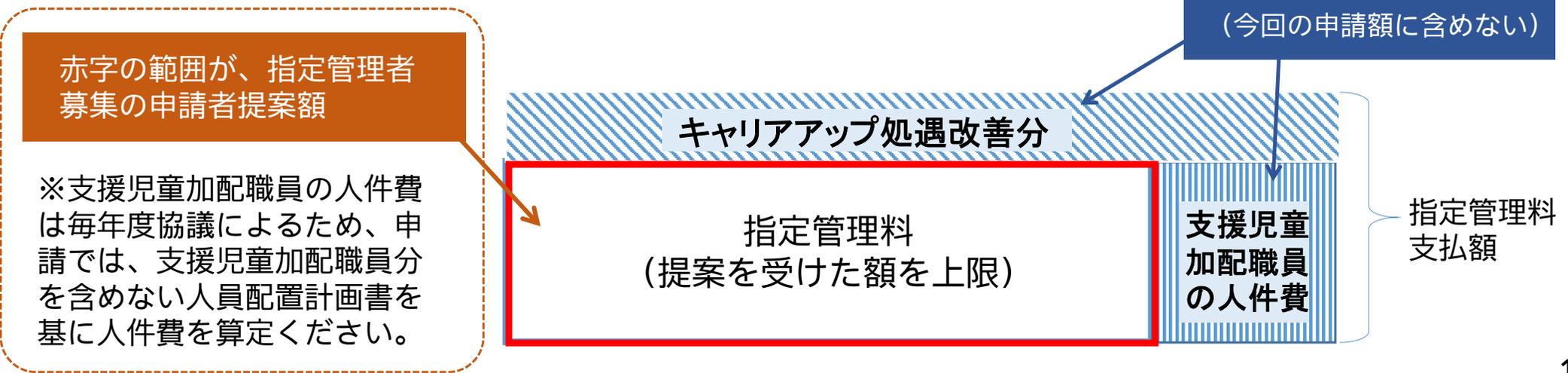
指定管理料

①非精算方式

提案を受けた額を上限とし、不足額又は余剰金が生じた場合でも、原則、市がこれを補填し、又は余剰金を市に納入させる等の処理は行わない。

以下の項目については、毎年度、市と協議のうえ、額を決定し、提案を受けた額に加算する。

- ア 支援児童加配職員の人件費 (p40)
- イ 放課後児童支援員のキャリアアップ処遇改善 (p41~p42)



指定管理料

②精算方式

修繕費は毎年度精算

- ・ 指定管理者が支払った修繕実績額が次の修繕費予算額(3,400千円/年度)を下回る場合は、その差分について市へ返還
- ・ 市と指定管理者で対応する修繕の区分は、リスク分担を参照

基準価格

3年間の総額 (基準価格)	年度別内訳【参考】		
	2024年度	2025年度	2026年度
1,930,659千円	633,829千円	643,814千円	653,016千円

留意事項

- ・ 基準価格を超える指定管理料の提案は失格とする。
- ・ 年度別内訳は参考価格のため、申請者は3年間総額の基準価格内で提案すること。
- ・ 放課後児童健全育成事業は、消費税法第6条別表第1第7号に該当するものとして、消費税非課税で基準価格を算定している。
- ・ 指定管理料は四半期(4月、7月、10月、1月)ごとに前払いとする。

募集スケジュール

内容	日程	備考
1 申請予定者説明会	4月4日(火)	
2-(1)質問提出・受付	3月27日(月)～4月11日(火)	メールで、募集要項・業務仕様書の内容等に関する質問を、こども政策課あてに提出
2-(2)質問への回答<市>	4月12日(水)～4月17日(月)	市ウェブサイトで回答を公開
3-(1)参加資格表明書の提出・受付	3月27日(月)～5月2日(火)	持参又はメールで、こども政策課あてに提出 ・部数：正本1部、副本1部 ・添付書類：p24
3-(2)参加資格確認通知<市>	5月8日(月)～5月12日(金)	資格審査を行い、参加資格確認通知書を送付
4-(1)参加資格確認を得た申請団体の質問提出・受付	5月15日(月)～5月19日(金)	メールで、募集要項・業務仕様書の内容等に関する質問を、こども政策課あてに提出
4-(2)質問への回答<市>	5月22日(月)～5月26日(金)	市ウェブサイトで回答を公開
5-(1)申請書の提出・受付	3月27日(月)～6月16日(金)	持参又は郵送で、こども政策課あてに提出 ・部数：正本1部、副本12部 ・添付書類：p26～p27
5-(2)申請書類の審査<市>	6月23日(金)まで	
5-(3)申請書類の補正	6月30日(金)まで	
6 選定審議会による書面審査	7月	
7 ヒアリング又はプレゼンテーション	8月上旬	日程は別途通知
8 指定管理者候補者の決定	8月下旬	
9 指定管理者の指定	議会の議決後、10月上旬	

申請書類等提出に係る留意事項

①提出・申請期間

- ・期間外の提出、申請は、一切受け付けない。

②留意事項

- ・申請書の副本は、法人等の名称が特定できる内容（法人名、ロゴ等）は黒塗りで提出する。
- ・書類すべてをPDF形式に変換し、データを記録した記録媒体を併せて提出する。
※データ提出するものは正本のみ
- ・募集要項・業務仕様書の記載内容を承諾した上で申請すること。
- ・申請期間内及び補正期間内における申請書類等の変更及び差替は可能とし、補正期間終了後においては、変更及び差し替えは一切できない。
- ・申請書類等は、理由の如何を問わず返却しない。
- ・申請書類等は、郡山市情報公開条例に基づく公文書開示請求の対象となるほか、市が必要と認める場合に全部若しくは一部を公表する場合がある。
- ・公表資料及び独自に合法的に入手した情報を基に申請すること。

③申請に係る費用負担

- ・申請に関して必要となる一切の費用は、申請団体の負担とする。

審議及び選定に関する事項

- ・ 指定管理者選定審議会において申請書類を審議する。
- ・ 審議会において、申請団体に対してヒアリング又はプレゼンテーションへの出席を求めることができる。
- ・ ヒアリング又はプレゼンテーションでは、次のことは一切認めない。
 × 追加資料等の提出 × 動画の使用 × 申請団体以外の者が出席すること

選定基準及び配点

選定基準	配点
(1) 市民の平等な利用の確保	5点
(2) 施設の効用の最大限の発揮（施設の設置目的の効果的達成）	30点
(3) 管理経費の縮減（実現可能な収支計画）	5点
(4) 管理を安定して行う人的、物的能力その他の経営上の基盤	30点
(5) 適切な施設の維持管理（個人情報保護の措置を含む）	10点
(6) 雇用及び地域経済への配慮	15点
(7) その他特に加点すべき提案等	5点
合計	100点

- ・ 最低制限基準として、すべての審議会委員の合計点数が配点表の合計の60%に満たない場合は失格とする。
- ・ 評価が同点となった場合は、「第7の4 選定基準（4）管理を安定して行う人的、物的能力その他の経営上の基盤」の項目が高い申請団体を高順位者とする。
- ・ 選定結果については、文書で通知する。
- ・ 市ウェブサイト等でも選定結果を公表する。

業務仕様書について

管理運営エリア一括で配置する者

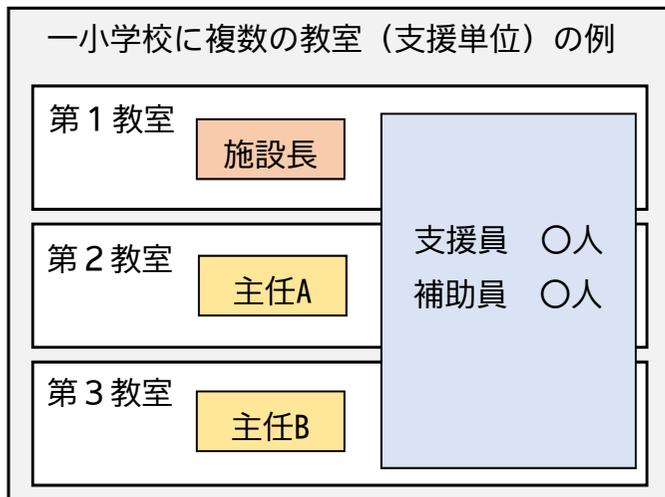
職名	基準
統括責任者	放課後児童クラブの管理運営業務を統括する最高責任者1名（常勤職員）を専任で配置すること。 なお、統括責任者が不在時に管理及び運営業務の統括を職務代理する者を配置すること。
連絡調整員（IRマネージャー）	各放課後児童クラブの業務が円滑に実施できるよう、業務管理、事務支援、連絡調整・クラブ間調整など、総合的にサポートする担当者を必要数配置すること。
巡回指導員	児童の安全確保や育成支援等に関して、支援員・補助員への指導を行うため、各放課後児童クラブに毎月1回以上巡回指導訪問ができる必要数を配置すること。

※事務局は、指定管理を行う施設内（放課後児童クラブ内）に設けることはできない。

各職の人員・役割・勤務体制に加え、
上記職以外の入所決定・利用料金決定・料金徴収・修繕・消耗品やおやつ発注などの放課後児童クラブ運営に係る事務員配置、
さらには本部のサポート体制を含め、放課後児童クラブの安定的な運営に資する業務執行体制を提案すること。

放課後児童クラブに配置する者

職名	基準
児童クラブ施設長	放課後児童クラブの安全かつ円滑な運営業務を行うため、学校単位で各1名（常勤職員）の施設長を配置する。
児童クラブ主任	一小学校に複数の教室（支援単位）がある場合、施設長が常駐しない教室に各1名、施設長を補佐する役割を担う主任を配置する。
放課後児童支援員 補助員	基準条例第10条に基づき、放課後児童クラブの支援単位（教室）ごとに2名以上の放課後児童支援員を配置する。 なお、放課後児童支援員配置数の1名を除き、補助員をもって代えることができる。※利用予定児童が50名以上の場合は1名加配すること。
防火管理者	防火管理者の配置が必要な施設においては、防火管理者を1名選任する。 ※他の職員の中から兼任すること。



- 複数施設の児童クラブ施設長を兼任することはできない。
- 複数教室の児童クラブ主任を兼任することはできない。
- 児童クラブ施設長及び児童クラブ主任は、放課後児童支援員を兼ねることができる。
※放課後児童クラブ間や教室間での支援員・補助員の応援体制(兼務)は可

放課後児童クラブに配置する者

支援児童を受け入れる場合は、専門的知識等を有する放課後児童支援員又は補助員の加配を行い、支援児童の利用がある日及び時間帯には加配された職員数を配置すること。

本市の加配基準は、p 40参照

継続雇用

現在勤務している職員から継続の希望があった場合には、継続雇用を検討するよう配慮すること。

申請時の人員配置計画書

支援児童加配職員分は毎年度の市との協議により額を決定するため、申請にあたり提出する人員配置計画書には、支援児童加配職員分を含めずに作成すること。

例 **申請時点**

利用児童 20人見込の施設



利用児童見込み数に応じた人員
配置を計画



例 毎年度

利用児童 20人入所

うち支援児童 1名入所

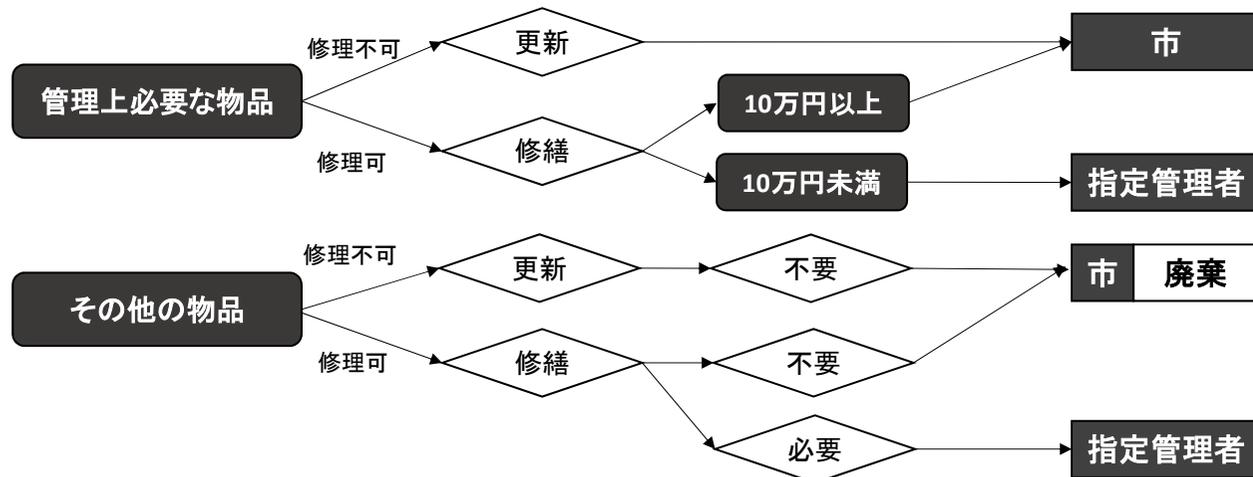


支援児童加算職員分を含めて人員
配置計画書を変更

管理上必要な物品等に関する業務

	管理上必要な物品	その他の物品	消耗品	持ち込み物品
定義	維持管理・運営する上で必要な物品で、市で所有するもの	現に施設に配置されているが、管理上必要な物品に該当しない物品で、市で所有するもの	施設の運営のために必要な消耗品であり、指定管理者が調達する	指定管理者の所有物品又はリース物品であり、施設に持ち込むもの
更新 補充	市が更新・補充する	市は更新・補充しないが、指定管理者が自らの費用で更新・補充することは妨げない	指定管理者が更新・補充する	指定管理者が更新・補充する
修繕	リスク分担による	原則、リスク分担によるが、市との協議の上、修繕未実施も可	-	-

<管理上必要な物品とその他の物品フロー>



<持込物品管理台帳>

指定管理者の所有物品又はリース物品を持ち込む場合は、「持込物品管理台帳」を作成し、市へ提出すること。

◆持ち込み物品の例

- ・パソコン
- ・ネット周辺機器
- ・ICT機器 等

※プリンターは管理上必要な物品に含めているが、パソコン・ネット機器等は指定管理者が持ち込むものとする。

児童の育成支援

放課後児童クラブで行う児童の育成支援の目的

- ア 児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定を図ること。
- イ 児童の基本的な生活習慣の確立及び自立に向けた援助を行うこと。
- ウ 遊びを通して、児童の自主性、社会性及び創造性を培うこと。
- エ 児童が宿題、自習等の学習活動を自主的に行うことができる環境を整え、その必要な援助を行うこと。
- オ 児童の活動状況について家庭との日常的な連絡及び情報交換を行うこと。
- カ 児童の発達段階を踏まえ、心身の状態等の状況を把握しながら、育成支援を行うこと。
- キ 障がいや支援を要する児童の受け入れに当たっては、適切な配慮及び環境整備を行うこと。
- ク 児童の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、事業の運営及び育成支援に当たること。



- ◆放課後児童健全育成事業の各業務において、上記の目的を達成するために必要と考える実施策・実施内容を提案

放課後児童健全育成事業実施で重視する事項 【提案事業】

提案事業の定義については、p 9～p 10参照

ア 児童の体験活動の充実

目的	児童の遊びや運動、学習等における体験活動を、多様な手法で実施し、健全育成を支援する。
市が期待する効果	事業者のノウハウを活かして様々な体験活動の機会を提供することで、児童の心と身体の成長に寄与する。

イ 地域との連携

目的	地域社会の一員として放課後児童クラブの理解を深めてもらうため、地域の町内会・交通安全協会等の地域組織や地域住民、保育所・幼稚園、子どもに関わる関係機関などと交流活動や連携を図る活動を実施する。なお、連携先は、同一エリアの内外を問わず、広く子どもに関わる団体・人材を対象とする。
市が期待する効果	地域と連携、協力をすることで、児童を見守り支える地域づくりにつなげる。また、世代間交流や多様な地域資源の活用により、児童の健全育成をはじめとして充実した事業運営につなげる。

ウ 放課後児童支援員等に対する相談・アドバイスなど、支援体制の確保

目的	放課後児童支援員等が日々の児童クラブの運営において課題と感じる内容について、巡回指導員だけでなく、専門的な相談、アドバイスを受ける体制を確保する。
市が期待する効果	サポートを受けることで、放課後児童支援員等が必要な知識及び技能を習得し、児童の育成支援の充実につなげる。

放課後児童健全育成事業に関する業務

各業務の仕様は、p 48～ p 60を参照

以下は、注意事項の概要を記載

放課後児童クラブの開所に関する業務（p 52～ p 53）

要件：教室（支援単位）当たり年間250日以上開所すること。

開所の定義：条例第5条に定める休所日を除き、基本時間と延長時間（利用児童がいる日の延長時間）を開所すること。

配置基準に基づく支援員・補助員を配置していることを前提とする。

利用児童がなくとも、配置基準の人員配置をした上で、研修や活動準備等を行った日は開所日に含む。

利用児童が少数である日や延長時間に、一小学校の複数教室を合同開所とすることは可。



◆令和6年4月から延長利用を開始することを踏まえた放課後児童クラブの勤務体制及び勤務ローテーションについての考え方、実施策を提案すること。→「管理運営に係る提案書」
なお、市の現在の支援員等の勤務時間の設定及び区分（資料「07-1放課後児童支援員・補助員の勤務条件」等のABC区分参照）を継続する必要はない。

◆人員配置計画書では、開成小児童クラブ（第1教室・第2教室）の通常期の1週間と長期休業時期の1週間の勤務ローテーション表を作成すること。→「人員配置計画書」

放課後児童健全育成事業に関する業務

放課後児童支援員及び補助員に関する業務（p 57～ p 58）

資格取得・研修・資質向上

- ・放課後児童支援員資格取得の講習会に、放課後児童支援員の資格を有しない者を計画的に受講させること（p 57）
- ・施設の管理運営に必要な知識と技術並びに放課後健全育成事業の適正かつ円滑な実施を習得するため、指定管理者が支援員等の経験年数及び能力に応じた研修を企画・実施するとともに、県及び市、その他の機関が開催する研修へ積極的に参加させることで、職員の資質を高めること。
なお、研修にあたっては、以下の内容については、必ず実施すること。（p41）



- ◆放課後児童支援員資格取得の講習会の受講及び p 41の資質向上で示す研修内容、その他、資質の向上の資する取り組みの実施計画を提案すること。→「研修計画書」

放課後児童健全育成事業に関する業務

利用料金の決定及び徴収に関する業務 (p 55～ p 56)

料金徴収：月ごとに、口座振替又はその他のキャッシュレス決済により対応すること。
利用料金(使用料分及び延長使用料分)及びおやつ代を毎月一括で口座振替等を行う際の手数料は指定管理料に含めているため、保護者負担とはしないこと。
ただし、納期限までに納付されなかった未納分は除く。

おやつ提供 (p 56～ p 57)

おやつ代：児童1人当たり月1,700円程度は、参考価格
おやつ代の実費徴収額の設定及び変更にあたっては、市と協議すること。

放課後児童クラブ療育巡回相談業務 (p 59～ p 60)

実施内容：現在、市が実施している内容を記載
実施方法：市では外部の専門機関に委託で実施。専門機関への委託のほか、関連団体や企業内の専門人材等を活用して実施すること可。

目的内自主事業と目的外自主事業

目的内自主事業

	実施要件
1	<u>条例に規定する施設の設置目的に合致した内容であること。</u>
2	利用者のサービス向上に寄与するものであること。
3	指定管理者の責任（企画・費用）において実施すること。
4	事業に係る一切の費用を指定管理者が負担すること。
5	施設の利用に支障がない範囲で行うこと。
6	他の民間類似施設等が行う事業に十分配慮すること。

目的外自主事業

	実施要件
1	<u>行政財産目的外使用許可が必要となる事業内容であること。</u>
2	利用者のサービス向上に寄与するものであること。
3	指定管理者の責任（企画・費用）において実施すること。
4	事業に係る一切の費用を指定管理者が負担すること。
5	施設の利用に支障がない範囲で行うこと。
6	他の民間類似施設等が行う事業に十分配慮すること。

留意事項

- 一切の支出を指定管理者が負担する業務
- 実施にあたり、事前に市の承認が必要
- 事業で生じた収益金を指定管理料の圧縮につなげるため、指定管理業務会計の収入に繰り入れすることや、他の自主事業の財源に充当することができる。

※希望者や特定施設のみを対象に実施する事業、参加者からの実費徴収を伴う事業などは、自主事業で提案すること。

《参考》 令和4年度利用者アンケートの結果概要

詳しくは、市ウェブサイト参照 <https://www.city.koriyama.lg.jp/site/kosodate/62836.html>



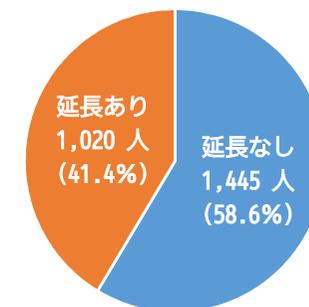
I 回答者の状況

	利用児童数	回答者数	割合
1年生	1,115	932	83.6%
2年生	1,085	888	81.8%
3年生	788	638	81.0%
4年生	253	199	78.7%
5年生	84	61	72.6%
6年生	37	27	73.0%
合計	3,362	2,745	81.6%

II 開所時間の要望

	開所時間	人数	割合	人数	割合
延長なし	18:00まで	150	6.1%	1,445	58.6%
	18:30まで	1,295	52.5%		
延長あり	19:00まで	871	35.3%	1,020	41.4%
	19:30まで	149	6.1%		
合計		2,465			

開所時間の要望



III 民間事業者に期待すること

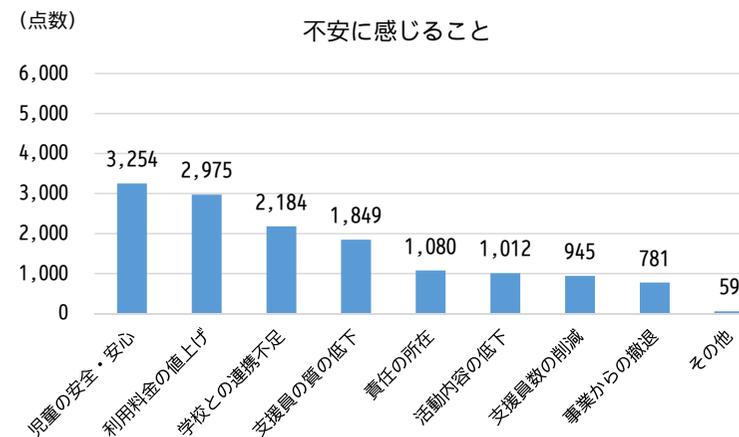
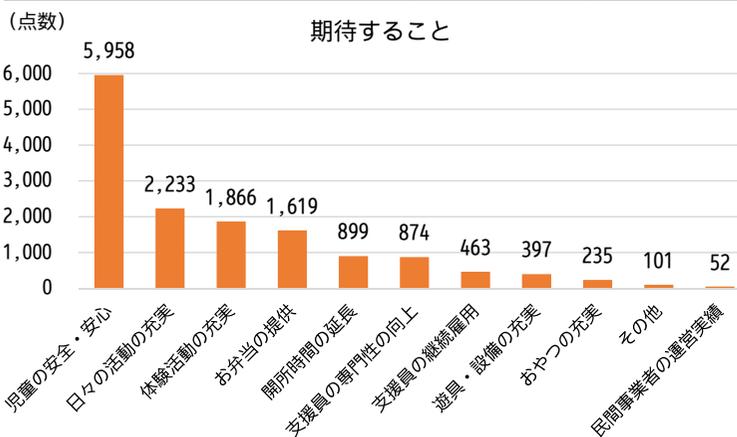
	点数(※)	割合
①児童の安全・安心	5,958	40.5%
②日々の活動の充実	2,233	15.2%
③体験活動の充実	1,866	12.7%
④お弁当の提供	1,619	11.0%
⑤開所時間の延長	899	6.1%
⑥支援員の専門性の向上	874	5.9%
⑦支援員の継続雇用	463	3.2%
⑧遊具・設備の充実	397	2.7%
⑨おやつの充実	235	1.6%
⑩その他	101	0.7%
⑪民間事業者の運営実績	52	0.4%
合計	14,697	

IV 民間事業者に不安を感じること

	点数(※)	割合
①児童の安全・安心	3,254	23.0%
②利用料金の値上げ	2,975	21.0%
③学校との連携不足	2,184	15.5%
④支援員の質の低下	1,849	13.1%
⑤責任の所在	1,080	7.6%
⑥活動内容の低下	1,012	7.2%
⑦支援員数の削減	945	6.7%
⑧事業からの撤退	781	5.5%
⑨その他	59	0.4%
合計	14,139	

※期待すること、不安に感じることは、次の点数により集計

	点数
1番目	3点
2番目	2点
3番目	1点



アンケートから分かること

◆期待すること

児童の安全・安心、活動内容の充実のほか、お弁当の提供など、保護者の負担軽減に対する要望も高い。(ニーズの多様化)

◆不安に感じること

- ・利用料金の値上げ
⇒条例に定めた使用料を超えて徴収することはできない
- ・学校との連携不足
⇒民営化へ移行しても学校との連携は必要不可欠